

よくあるお問合せ（本学独自制度の授業料制度に関するQ&A） 2025.2現在		
お問合せ		回答
1	免除を申請して許可されると入学科や授業料を支払わなくてよくなるのですか？	1 選考の結果、「全額免除」が許可された場合は納付不要になりますが、「半額免除」又は「4分の1の額の免除」の場合は、差額分を納付する必要があります。
2	九州大学に入学予定の私費留学生ですが、入学前（日本に入学する前）に入学科や授業料が免除になるかどうかわかりませんか？	2 本学の私費留学生の授業料免除は、入学後の日本における学生本人の経済的事情をもとに選考を行っているため、入学前に免除者を決定することはできません。
3	次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用されましたが、授業料免除にどのように影響しますか？また、保護者からの扶養から外れて、独立生計の要件をすべて満たすようになりましたが、独立生計者として申請すべきでしょうか。	3 次世代研究者挑戦的研究プログラム学生は生活費や研究奨励のための給付金が支給されますので、本人の収入が増加することとなり、プログラム採用前と比べて免除額は減少する可能性があります。 また、日本人学生が独立生計の要件を満たす場合、独立生計者として申請することは可能ですが、父母等の扶養下にある者としても申請できます。扶養下にある者として免除申請した場合は、父母の収入に本人の収入が加算されますが、家族数やきょうだいの就学者、身障者・要介護者の家族等の情報が考慮されます。独立生計者として申請した場合は、実家の家族数や家族に関する情報等は考慮されなくなります。
◆1次申請（申請システムのweb入力）について		
4	ログインボタンを押しても次に進めません。	4 ご使用のブラウザの「ポップアップブロック」の設定を解除してから再度ログインしてください。（ブロック解除の方法は各ブラウザで異なりますので、インターネット等でお調べください。）設定を変更したにもかかわらず、ログインできない場合は、他のブラウザで再度試してください。 他のブラウザでもログインできない場合は、担当係にご連絡ください。 ※申請システムは、パソコンによるアクセスが必要です。（スマートフォン等ではアクセスできません。）
5	全ての項目を入力したのに願書が表示されません。	5 願書のPDFがweb画面の背面に隠れている場合がありますので、ご確認ください。また、一旦システムからログアウトし、再度ログインして「願書再出力」ボタンをクリックしてください。
6	ログイン（再ログイン）したところ「申請期間外」と表示され、ログインできません。	6 「入学年度」に誤った情報を入力し、一時保存を行った場合が考えられます。 この場合、学生納付金免除係にご連絡ください。
7	間違った情報で登録を完了してしまいました。修正はできますか。	7 再度ログインし、「申請（願書登録）」ボタンを押すと登録内容を修正できます。ただし、2次申請で願書を提出した後は、担当者の指示がない限り申請システムの修正は行わないでください。 1次申請期間を過ぎている場合は修正ができませんので、担当係に至急ご連絡ください。なお、修正に伴い、申請内容に変更が生じる場合は、変更箇所を示す証明書類の提出が必要になります。
8	通年申請をしていますが、申請システムから誤って後期の変更申請登録をしてしまいました。どうしたらいいですか。	8 申請期間内に担当係に誤って変更申請を登録したことを伝えてください。
◆2次申請（願書と書類の提出）について<日本人学生用>		
9	基準日（前期は4月1日、後期は10月1日）以降に、家計状況（家計支持者が就職・退職するなど）に変更が生じる（生じた）場合、どうすればいいですか。	9 基準日の時点で退職・契約満了・就職が決まっている場合は、年収見込証明書（様式2-2）又は年収見込申告書（様式2-1）並びに証明書類により、在職する期間の収入を年収として申告してください。 ただし、基準日を過ぎて家計状況の変更が生じた（例えば、家計支持者が前期申請時点では仕事をしていたが、5月中旬に退職してしまった等）場合は、収入額の変更はできません。 なお、通年申請（前期に前期分と後期分を一括で申請）を行っている場合は、後期の申請期間中に「変更申請」により収入額の変更を行ってください。
申請区分	10 前期の申請において、申請区分に「通年申請」「前期のみ申請」がありますが、何が違うのでしょうか。	10 ・「通年申請」とは前期分と後期分をまとめて申請する方法です。通年申請の場合、後期の申請時期に改めて新規申請を行う必要はありませんが、例えば、後期から家計状況に変更が生じる場合は、後期の申請時期に「後期変更申請」を行ってください。なお、「通年申請」を選択した場合でも、選考は前期、後期それぞれで行いますので、後期の選考結果は前期の選考結果と異なる場合があります。 ・「前期のみ申請」とは前期分のみを申請する方法です。後期も申請を希望する場合は、改めて後期に申請を行う必要があります。 ※後期も継続して授業料免除を希望する場合は、「通年申請」を推奨しますが、前期で卒業する場合や、後期から家計状況が変わることが明らかな場合は「前期のみ申請」を選択してください。
	11 前期の申請において、通年申請をしましたが、7月に家計支持者（父母等）が退職し、無職になりました。手続きはどうすればよいですか。	11 「免除のしおり」を見て、後期の申請期間中に変更申請として、変更内容を申請期間内に申請システムに入力（1次申請）し、変更内容に関する必要書類に提出（2次申請）してください。
	12 母が専業主婦なので、収入を証明する書類の提出は必要ありませんか。	12 「所得課税証明書」により、収入がないということを確認する必要がありますので、無職の場合でも「所得課税証明書」を提出する必要があります。
	13 家計支持者（父母等）が休職しています。どのような書類が必要ですか。	13 休職証明書など、休職期間が確認できる書類を提出してください。休職期間が年度途中で終了する場合は「年収見込申告書（様式2-1）」又は「年収見込証明書（様式2-2）」により休職期間外の収入額を証明してください。 なお、休職者分についても、所得課税証明書の提出は必要です。傷病手当や育児休業手当を受給している場合は、受給額を証明する書類（写）も提出してください。
	14 家計支持者（父母等）のうち、仕事を複数している者がいる場合、全ての仕事の収入証明が必要ですか。	14 全ての仕事の収入証明が必要ですが、例えば、一時的な収入（今後は受給しない）である仕事があれば、その旨を担当係にお伝えください。
収入・所得	15 親の扶養下にありますが、アルバイトをしています。自分自身（学生本人）の収入を申告する必要がありますか。	15 年収が税法上の扶養の範囲でしたら申告する必要はありません。年収が扶養の範囲を超える場合は、学生本人についても、収入・所得関係証明書類（所得課税証明書、源泉徴収票等）を提出する必要があります。
	16 市町村役所等で「所得課税証明書」の発行を申請したいのですが、所得証明書や課税証明書等の種類があり、どれを申請してよいかわかりません。	16 所得に関する情報及び課税に関する情報が必要になりますので、両方の記載がある証明書の発行を申請してください。なお、所得がない場合や非課税である場合でも、「所得課税証明書」は必要になります。（その他にも、扶養関係や特別控除に関する記載等が必要になります。）
	17 家計支持者（父母等）が昨年の1月以降に転居したため、市町村等で「所得課税証明書」を発行することができません。どうしたらいいのでしょうか。	17 転居前に住所登録をしていた市町村へ発行を申請してください。（発行方法等については、市町村へ確認してください。）
	18 家計支持者（父母等）と祖父母が同居しています。同一世帯の家族として祖父母の年金等の収入証明の提出は必要ですか。	18 祖父母が両親の扶養に入っている場合は同一世帯となりますが、収入証明の提出は不要です。
	19 大学受験で浪人している兄弟等は、同一世帯としてみなしますか。また、予備校等の在学証明書の提出は必要ですか。	19 家計支持者（父母等）の扶養下に入っている場合は、同一世帯として申告する必要がありますので、就学者を除く家族欄に兄弟等の氏名等を入力してください。その際、兄弟等の収入証明や予備校の在学証明書の提出は不要です。
兄弟等	20 兄弟が専門学校、職業訓練校、インターナショナル・スクール、大学の研究生や科目履修生等に在籍している場合は就学者に含めてよいでしょうか。	20 専門学校については、専修学校の専門課程又は高等課程に在籍している場合は「就学者」欄に入力してください。各種学校や専修学校の一般課程の方は、「就学者を除く家族」欄に入力してください。 職業訓練校や農業大学校等の大学校（水産大学校を除く）、インターナショナル・スクール、大学等の研究生・聴講生・科目等履修生等は「就学者を除く家族」欄に入力してください。
	21 兄弟が4月から進学予定（高校生以上）ですが、学生証の提出が免除申請の締切に間に合いません。	21 先に【様式5-1】をご提出ください。ご兄弟の学生証が発行され次第、至急ご提出をお願いします。 学生証の発行が大幅に遅れる場合は、各学校が発行する在学証明書を学生証の代わりに提出してください。
	22 就職している兄弟が両親（申請者の家計支持者）と同居しています。兄弟の収入証明の提出は必要ですか。	22 兄弟の収入証明の提出は必要ありません。その兄弟が両親の扶養から外れており、申請者と別世帯になっている場合は、web入力の際に家族として申告する必要もあります。
	23 両親に扶養されている兄弟や祖父母について、収入証明の提出は必要ですか。	23 両親の扶養下にある兄弟や祖父母は、収入証明の提出は不要ですが、同一世帯として申告する必要がありますので、家族の欄に兄弟・祖父母の氏名等を入力してください。
24	留学するため、免除申請期間中は国外にいます。申請手続きはどうすればよいですか。	24 必ず申請期限内に担当係宛に留学中である旨を連絡してください。
その他	25 申請年度において、留年している（修業年限を超過している）が、授業料免除の申請は可能ですか。	25 特別な事情（休学・留学・大学院生の論文作成など）がある場合、申請の対象となることがあります。この場合、二次申請の際に、様式11-1～11-2の提出が必要になります。申請の対象となる場合については、様式11-1～11-2の裏面をご確認ください。
	26 長期療養者の証明書類について、領収書の発行が来月になるため、免除申請の締切までに提出できそうにありません。その場合、12か月目の療養費は申告できませんか。	26 担当係にご相談ください（領収書は、いつ頃提出可能かを必ずお伝えください）。
◆2次申請（願書と書類の提出）について<私費留学生用>		
27	本国にいる両親や兄弟の収入等の申告は必要ですか。	27 本国の家族の氏名・収入等についてはweb入力や証明書類の提出等をする必要はありません。
28	4月（後期は10月）以降に引っ越しをする予定ですが、賃貸契約書の提出はどうすればいいですか。	28 4月1日（後期は10月1日）から新しい住居に住む場合は、新しい住居についての賃貸契約書を提出してください。 4月2日（後期は10月2日）以降に引っ越す場合は、現在の住居（引っ越す前の住居）についての賃貸契約書を提出してください。
29	日本で子どもと同居していますが、受給している児童手当について様式1：家計状況申立書に記載し、所得額に含める必要がありますか。	29 児童手当については記載不要です。
30	入学したばかりでまだ連絡先の電話番号を持っていません。	30 寮の電話番号や指導教員の連絡先等、本人に連絡が取れる電話番号をご記入ください。
◆2次申請（願書と書類の提出）について<独立生計学生用>		
31	父母の扶養家族でないことの証明のために、社会保険上の扶養家族でないことの証明書類（例えば健康保険証の扶養資格喪失の書類など）や扶養手当受給資格喪失の書類を提出してもいいですか。	31 所得税法上の扶養家族でないことが分かる書類の提出が必要です。 そのため、社会保険上の扶養家族でないことの証明書類や扶養手当に関する証明書類の提出は認められません。 ※父母がともに無職で扶養できない状況または死別、生別の場合は本人が筆頭健康保険被保険者証（写）（国民健康保険の場合は本人が世帯主）の提出可
32	独立生計者としての申請で、住居が特家のため賃貸契約書がない場合又は契約者が申請者でない場合はどうすればいいですか。	32 以下の書類を提出してください。（2と3については賃貸契約書（写）もあわせて提出してください。） 1. 持家の場合→その家を所有していることが証明できる書類（例：固定資産税の納税通知書（写）等） 2. 契約者が申請者の父母の場合→申請者本人が住居費を負担していることが確認できる書類（例：父母への家賃の金額の振込が分かる通帳のコピー等） 3. 契約者が申請者の同居人の場合→ルームシェアの申立書【様式7】※同居している方が配偶者の場合はルームシェアの申立書は必要ありません。
◆その他		
33	選考結果はいつどのように発表されますか。	33 学生ポータルシステムの「あなた宛てのお知らせ」により学生本人に通知します。郵送による通知や保護者宛の通知は一切行いません。 通知時期については、例年、以下のとおりです。 4月入学科・前期授業料：7月下旬 10月入学科・後期授業料：12月下旬（1月になる場合もあります。）
34	入学科・授業料振込の際に、自分の氏名、学生番号を入力するのを忘れてしまいました。どうすればいいですか。	34 速やかに担当係にご連絡ください。ご連絡いただけない場合、振込を確認できない場合があります。
35	NHK受信料免除申請を行うために、授業料免除の証明が必要なのですが、授業料免除証明書は発行できますか？	35 授業料免除証明書の発行は行っていないませんが、学生ポータルに通知された結果通知の画面を印刷したものと学生証のコピーを提出することで、授業料免除の証明となります。ただし、例えば、修士等に進学したため、学部生時代の学生ポータルにアクセスできない場合は、学生納付金免除係にご連絡ください。
36	前期の授業料免除を申請した後に「通年申請」か「前期のみ」のどちらで申請したかを確認する方法はありますか？	36 免除申請システムから出力された願書のPDFファイルを保存している場合は、願書の左上の「申請区分」欄に記載しています。また、後期の1次申請の期間に申請システムに入っていたかどうかを確認することができます。